

〒650-0021
神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号
(センタープラザ内)
電話番号 078-326-2021

〒650-0021
神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号
(センタープラザ内)
電話番号 078-326-2021

通知日

高齢者の医療の確保に関する法律及び兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、後期高齢者医療保険料額を決定しましたので通知します。

兵庫県後期高齢者医療広域連合

年間保険料額

円

保険料算定の基礎

	① 賦課のもととなる 所得金額 (円)	② 所得 割率(%)	③ 所得割額 ①×②(12か月分) (円)	④ 均等割額 (12か月分)(円)	⑤ 算出額 ③+④ (円)	⑥ 限度超過額 (円)	
医療分	変更前						
	変更後						
子ども分	変更前						
	変更後						
	⑦ 所得割軽減額 (12か月分)(円)	均等割軽減割合⑧	⑧ 均等割軽減額 (12か月分)(円)	⑨ 年保険料額 ⑤-⑧-⑩-⑪(円)	月数⑩	⑩ 月割減額 (円)	⑬ 保険料額 ⑤+⑧-⑩-⑪(円)
医療分	変更前						
	変更後						
子ども分	変更前						
	変更後						

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減の詳細は裏面をご確認ください。

	⑪ 均等割額 (12か月分)(円)	均等割軽減割合⑫	⑫ 均等割軽減額 (12か月分)(円)	⑬ 年保険料額 ⑪-⑫ (円)	月数⑭	⑭ 月割減額 (円)
医療分	変更前					
	変更後					
子ども分	変更前					
	変更後					

子ども・子育て支援金制度

※「子ども分」と表記

令和6年6月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が公布され、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

「子ども・子育て支援金制度」とは、少子化対策の根本的強化のため、少子化対策に受益する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連携の仕組みとして、医療保険の保険料と併せて賦課・徴収することにより、支援金を拠出する制度で、令和8年度から後期高齢者医療制度を含む全保険者が拠出することとされています。

そのため、後期高齢者医療制度においても、令和8年度から従来の医療分に加えて、新たに「子ども・子育て支援納付金」が保険料に加わります。

〈宛名〉

原則として、納付義務者の方の住所・氏名が記載されています。

送付先を登録されている方は、登録された住所地にお送りしています。

〈被保険者番号〉

後期高齢者医療の被保険者一人ひとりに割り当てられた番号です。

お問い合わせの際には、この番号をお伝えください。

〈決定理由〉

納入通知書の送付理由が記載されます。

（例）「後期高齢者医療保険料を決定しました」→保険料額の決定

「所得の変更」→所得の変更により保険料額が変更、「所得の判明」→所得の判明により保険料額が変更、

「広域内転居（均一賦課異動）」→兵庫県内の転居により、改めて保険料額通知

〈年間保険料額〉

今回決定した年間保険料額です。保険料額は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が決定しています。

〈保険料算定の基礎〉

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者お一人おひとりにお支払いいただきます。

令和8年度から、医療分に加えて新たに「子ども・子育て支援金」（子ども分と記載）が保険料に加わります。

上段が前回（変更前）の金額、下段が今回（変更後）の金額です。

①賦課のもととなる所得

総所得金額等－基礎控除43万円※（※合計所得金額が2,400万円を超える場合は、段階的に基礎控除額が減少）

②所得割率

令和8年度において医療分は10.77％、子ども分は0.24％です。所得割率は兵庫県内で均一です。

④均等割額

令和8年度において医療分は58,427円、子ども分は1,351円です。均等割額は兵庫県内で均一です。

⑥限度超過額

令和8年度において年間保険料額の上限額は、医療分は85万円、子ども分は2万1千円であり、上限額を超過した額を記載しています。

⑦所得割軽減額

所得割の軽減制度は現在ありません。

均等割軽減割合⑧

均等割軽減の軽減割合。令和8.9年度に限り、医療分の均等割軽減割合が7割の場合、特例措置により⑧軽減後均等割額には7.2割軽減の額が記載されています。子ども分は特例措置がないため、7割軽減となります。

⑧均等割軽減額

軽減により減額した均等割額。賦課期日（4月1日または兵庫県における資格取得日）時点の世帯主および被保険者の

総所得金額等の合計額に応じて、均等割額の軽減を行っています。均等割軽減の基準は通知書裏面をご確認ください。

月数⑩

兵庫県における後期高齢者医療加入月数です。

⑨年保険料額

年間の保険料額です。

⑩月割減額

加入していない月の保険料額です。年保険料額から差し引きされます。

制度加入前日に被用者保険の被扶養者であった方は、加入後2年間は均等割額が5割軽減されるため、こちらにその該当期の均等割額を月割で示しています(元被扶養者軽減)。

⑪均等割額

令和8年度において医療分は58,427円、子ども分は1,351円です。均等割額は兵庫県内で均一です。

均等割軽減割合⑫

元扶養者軽減に該当してる期間の均等割軽減割合を記載しています。

⑫均等割軽減額

元扶養者軽減に該当してる期間の均等割軽減額を記載しています。

月数⑭

元被扶養者軽減に該当している機関に均等割が軽減されている月数。

⑬年保険料額

年間の保険料額です。

⑭月割減額

加入していない月の保険料額です。年保険料額から差し引きされます。

被保険者番号

被保険者氏名

生年月日

性別

被保険者住所

決定年月日

決定理由

通知日

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療保険料を徴収しますので、通知します。

神戸市

年間保険料額(①+②)

① 特別徴収合計額

② 普通徴収合計額

1 あなたの保険料の納め方

2 徴収方法ごとの内訳

特別徴収分(年金からの引きり分)

期別	月	変更前徴収額	変更後(決定)徴収額
第1期	4月		
第2期	6月		
第3期	8月		
第4期	10月		
第5期	12月		
第6期	2月		
合計額			

特別徴収対象年金

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	年額 18 万円以上

※特別徴収の場合、原則、令和 9 年 2 月の特別徴収額と同じ金額を、令和 9 年 4 月、6 月、8 月支給の年金から特別徴収(仮徴収)することになります。令和 9 年度の確定保険料額は令和 9 年 7 月に通知します。

※資格喪失をした場合

・資格喪失した月の前月分(ただし、喪失した日が月の末日の場合は当月分までの月割りで再計算した保険料を通知しています。)

・追加で清算が必要な場合は、納付書を同封しています(口座振替の方は除く)。

※保険料が納めずとなった場合は、後日還付のお知らせを送付いたします。

(問い合わせ先)

神戸市国民健康保険・後期高齢者医療コールセンター

078-381-7726

口座振替・自動払込の指定口座

金融機関名	
支店名	
種目	
口座・通帳番号	
口座名義人	様

※口座・通帳番号の一部を非表示にしています。

※指定口座欄に記載がない場合は、納付書または特別徴収でお支払いください。

※保険料の振替日は毎月 27 日(4・5・6 月を除く)です。残高不足により振替ができなかった場合、原則として翌月 14 日に再振替します。

振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に振替します。

普通徴収分(口座振替または納付書)

期別	月	変更前徴収額	変更後(決定)徴収額	納期限
第1期	7月			
第2期	8月			
第3期	9月			
第4期	10月			
第5期	11月			
第6期	12月			
第7期	1月			
第8期	2月			
第9期	3月			
合計額				

〈年間保険料額(①+②)〉

兵庫県後期高齢者医療広域連合が決定した年間保険料額をそのまま記載しているため、1枚目の通知書「年間保険料額」と同じ金額が記載されます。

①特別徴収合計額と②普通徴収合計額を合算した額が年間保険料額になります。

1. あなたの保険料の納め方

後期高齢者医療保険料の徴収方法を記載しています。印字された徴収方法で納付してください。

(例) 年金からの支払い(特徴) …年金から特別徴収により天引きされます。

納付書払い(普徴) …同封の納付書で納めてください

口座振替(期別引落)(普徴) …金融機関より各月の 27 日に口座振替されます

年金(特徴)と納付書(普徴)支払い …年金から天引きが開始するまでは納付書で納めてください

2. 徴収方法ごとの内訳

【特別徴収分(年金からの引きり分)】

特別徴収(年金からの引きり)の対象となる場合は、ここに特別徴収の情報が記載されます。

特別徴収は年金支給月(偶数月)に徴収するので、偶数月のみ金額が表示されます。

※4月・6月・8月は前年の所得が確定するまで、前々年の所得から仮算定された額を引きりします(仮徴収)。

仮徴収額は原則、前年度2月の徴収額と同じ額となります。

その後、毎年7月に年間保険料額が確定しますので、確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を10月・12月・2月に分けて引きりを行います。

「特別徴収義務者」⇒保険料を年金から差引する義務を負う者

「特別徴収対象年金」⇒保険料が差引かれる年金の名称

(特別徴収できる年金は法令で定められており、選択できません。)

【普通徴収分(口座振替または納付書)】

普通徴収(口座振替または納付書払い)の対象となる場合は、ここに普通徴収の情報が記載されます。

4月・5月・6月の保険料も発生しますが、納付開始は7月からとなります。

(通常、年間保険料(4月～翌年3月の12カ月分)は、7月～翌年3月の「9回」で納付します)。

口座振替は、4月～6月を除く毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に実施されます。

残高不足で振替できなかった場合は、翌月14日(金融機関休業日お場合は翌営業日)に再振替を行います。

納付書払いの場合は、別添の納付書により、納期限までに金融機関・ゆうちょ銀行の窓口

・コンビニエンスストアでお納めください。スマホアプリを利用した納付も可能です。